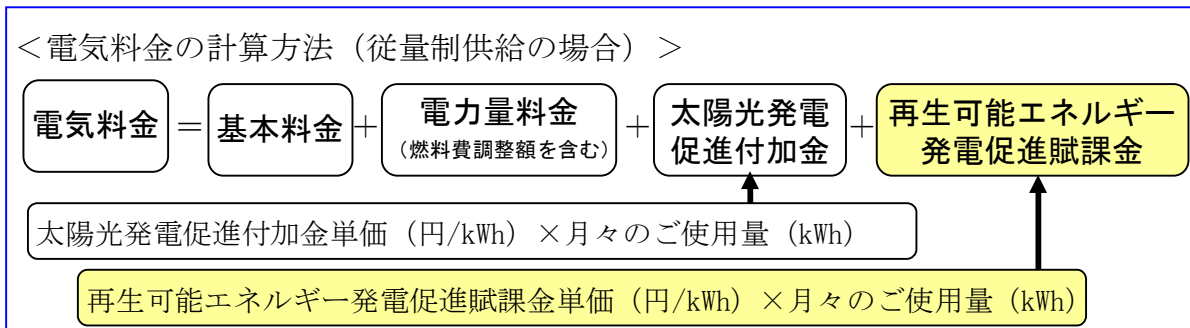


再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

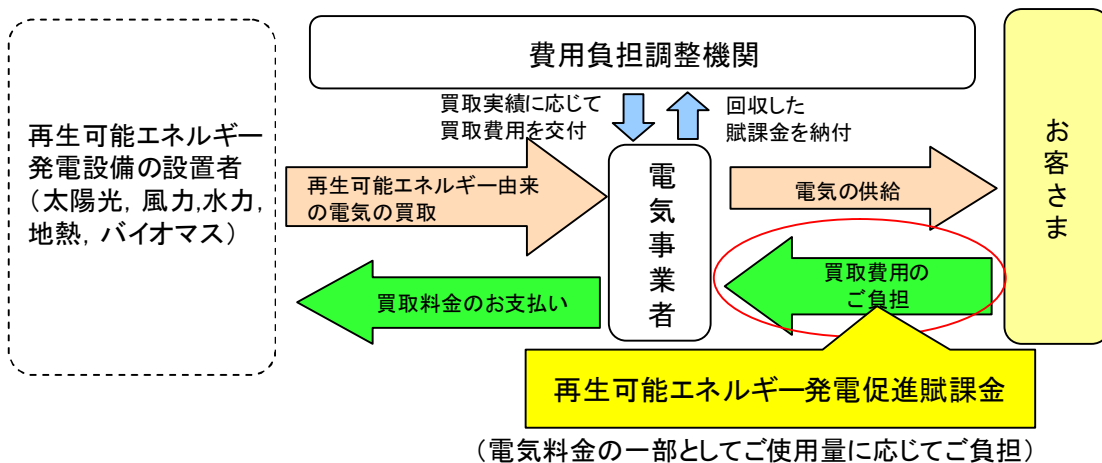
- 平成24年7月1日から、月々の電気料金の一部として、再生可能エネルギー発電促進賦課金をご使用量に応じてご負担いただく仕組みが始まります(自由化部門のお客さまについても同様にご負担いただきます)。



(注) 定額制供給の場合も、従量制供給の場合に準じてご負担いただきます。

- 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は、年度ごとにその年の全国の想定買い取り費用等に基づき経済産業大臣が全国一律の単価を定めます。(再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は年度を通して均一です。)

[参考1] 再生可能エネルギーの固定価格買取制度のイメージ



※ 費用負担調整機関：地域毎に再生可能エネルギーの導入状況が異なる中で、地域間の負担の公平性を保つために、地域間調整(再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の全国一律化)を行う機関。

- 電力多消費産業及び東日本大震災に伴い避難されているお客さまは、法令等の定めに従って再生可能エネルギー発電促進賦課金を減免します。なお、減免の適用にあたっては、当社へのお申し出が必要です。

※ 東日本大震災に伴い避難されているお客さまにつきましては、経済産業省告示に従って平成24年7月1日以降、平成25年4月分までの太陽光発電促進付加金についても減免いたします。

2. その他

電気最終保障約款についても「再生可能エネルギー発電促進賦課金」に関する届出を、本日、あわせて行いました。